



市 章

# 大津市公報

平 成 26 年 3 月 17 日  
号 外 (第 14 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

- 規 則
  - 20 大津市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 訓 令
  - 1 大津市事務決裁規程の一部改正…………… 1
  - 2 大津市不動産評価委員会規程の一部改正…………… 1

## 規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年 3 月 17 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第20号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則  
大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 1 項産業観光部の表観光振興課の項中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とし、第11号を第10号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 大津市訓令第 1 号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。  
平成26年 3 月 17 日

大津市長 越 直 美

別表第 2 号産業観光部の表観光振興課の部 1 の款 2 の項を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成26年 3 月 17 日から施行する。

### 大津市訓令第 2 号

大津市不動産評価委員会規程（昭和44年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。  
平成26年 3 月 17 日

大津市長 越 直 美

第 3 条第 1 項中「 8 人」を「 7 人」に改め、同条第 2 項中「充て、及び第 7 号に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する」を「充てる」に改め、第 7 号を削る。

第 5 条第 1 項中「 8 人」を「 7 人」に改め、同条第 2 項中「並びに第 7 号及び第 8 号」を「及び第 7 号」に改め、第 8 号を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成26年 3 月 17 日から施行する。